

意見書第 4 号

意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」を、宮代町議会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

宮代町議会議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議會議員 泉伸一郎
賛成者 " 田島正徳
" " 角野由紀子
" " 金子正志
" " 丸山妙子
" " 川野武志
" " 小河原正

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

- (1)特別支援教育支援員の適切な配置
- (2)特別支援教育コーディネーターの適切な配置
- (3)看護師等の専門家の適切な配置
- (4)特別支援学校のセンター的機能の強化
- (5)特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置
- (6)特別支援学校教諭免許状の取得支援

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年 6月 9日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

文部科学大臣 永岡 桂子 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿